

建築基準法第 70 条第 1 項の規定による建築協定書が提出されましたので、同法第 71 条の規定により、次のとおり、公告するとともに、当該建築協定書を関係人の縦覧に供します。

また、同法第 72 条第 1 項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行います。

平成 24 年 10 月 9 日

京都市長 門川 大作

1 建築協定書の概要

(1) 建築協定の名称

京都市中京区夷町・松屋町地区建築協定

(2) 申請者の氏名

川端 一司

(3) 建築協定区域

京都市中京区夷川通東洞院東入山中町 545 番地、同区間之町通二条上る夷町 560 番地 5 から 560 番地 7 まで、562 番地、563 番地、564 番地 1、564 番地 2、565 番地、566 番地、567 番地、567 番地 1、570 番地、571 番地、573 番地 1、573 番地 2、575 番地、577 番地 1、577 番地 2、578 番地、579 番地 1、579 番地 2、580 番地、581 番地、581 番地 1、582 番地、583 番地 1、583 番地 2、584 番地 1、584 番地 2、586 番地・587 番地合併 1 及び 586 番地・587 番地合併 2 並びに同区二条通高倉西入松屋町 46 番地、47 番地、49 番地、49 番地 1 及び 49 番地 2

(4) 建築協定区域隣接地

京都市中京区夷川通東洞院東入山中町 538 番地、540 番地、541 番地及び 543 番地、同区間之町通二条上る夷町 557 番地 1、558 番地 1、559 番地 1、560 番地 1 から 560 番地 4 まで、560 番地 8 から 560 番地 11 まで、572 番地、573 番地・574 番地・574 番地 1 合併 1、579 番地 3 及び 586 番地・587 番地合併並びに同区二条通高倉西入松屋町 44 番地、51 番地、53 番地 1、53 番地 2、54 番地及び 56 番地

(5) 建築協定の事項

建築物の用途及び形態

(6) 協定の期間

5年間

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 24 年 10 月 9 日（火）から平成 24 年 10 月 29 日（月）まで
（ただし、京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く。）

(2) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局建築指導部建築指導課（北庁舎 2 階）

3 公開による意見の聴取

(1) 日時

平成 24 年 10 月 30 日（火）午後 4 時から午後 5 時まで

(2) 場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局会議室（北庁舎 6 階企画設計課内）

(3) 主宰者

京都市都市計画局建築指導部建築指導課長 佐藤 洋

（都市計画局建築指導部建築指導課）